

消防用設備等設置指導指針

監修 長崎県消防長会

目次

第1章 総則

| | |
|------------|---|
| 1 目的 | 1 |
| 2 用語例 | 1 |
| 3 運用上の留意事項 | 1 |

第2章 消防用設備等設置基準

| | |
|------------------------|----|
| 第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い | 3 |
| 第2 消防用設備等の設置単位 | 39 |
| 第3 建築物の床面積及び階の取扱い | 45 |
| 第4 無窓階の取扱い | 52 |
| 第5 収容人員の算定 | 58 |
| 第6 令8区画等の取扱い | 77 |
| 第7 防災防火対象物、防災物品 | 83 |

第3章 予防事務質疑応答

第1節 一般事項

| | |
|------------------------------|-----|
| 第1 防火対象物の指定 | 84 |
| 第2 消防用設備等の設置単位 | 92 |
| 第3 無窓階 | 106 |
| 第4 収容人員の算定 | 109 |
| 第5 防災規制 | 111 |
| 第6 防火管理 | 112 |
| 第7 共同住宅等の特例基準 | 113 |
| 第8 令8区画及び共住区画を貫通する配管の取扱いについて | 117 |
| 第9 建築物の高さのとらえ方 | 120 |

第2節 消防用設備等

| | |
|--------------------|-----|
| 第1 消火器 | 121 |
| 第2 屋内消火栓設備 | 126 |
| 第3 スプリンクラー設備 | 144 |
| 第4 水噴霧消火設備等 | 148 |
| 第5 自動火災報知設備 | 155 |
| 第6 漏電火災警報器 | 159 |
| 第7 消防機関へ通報する火災報知設備 | 160 |
| 第8 非常警報設備 | 162 |

| | |
|-------------------------|-----|
| 第9 避難器具 | 167 |
| 第10 誘導灯及び誘導標識 | 175 |
| 第11 連結散水設備 | 205 |
| 第12 連結送水管 | 206 |
| 第13 その他 | 208 |
| 第3節 消防用設備等着工届、設置届の添付図書等 | |
| 第1 着工届 | 209 |
| 第2 設置届 | 213 |
| 第3 軽微な工事に関する届出の省略 | 214 |

巻末資料

| | |
|-------------|-----|
| 消防法令運用アドバイス | 221 |
| 消防法令通達 | 294 |

第1章 総 則

第1章 総則

1 目的

この指針は、消防法(昭和23年法律第186号)第7条及び第8条の3の規定に基づく消防同意及び防災規制に係る審査並びに消防用設備等に係る届出の審査又は検査に必要な統一的事項を定めることを目的とする。

2 用語例

- (1) 法とは、消防法(昭和23年法律第186号)をいう。
- (2) 政令とは、消防法施行令(昭和36年政令第37号)をいう。
- (3) 規則とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)をいう。
- (4) 危政令とは、危険物の規制に関する政令(昭和34年政令第306号)をいう。
- (5) 危規則とは、危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)をいう。
- (6) 建基法とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)をいう。
- (7) 建基政令とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)をいう。
- (8) 建基規則とは、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)をいう。
- (9) J I Sとは、日本工業規格をいう。
- (10) 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- (11) 準耐火構造とは、建基法第2号第7号の2に規定するものをいう。
- (12) 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- (13) 防火戸とは、建基法第2条第9号の2ロに規定する防火戸をいう。
- (14) 特定防火設備とは、建基政令第112条第1項に規定する防火戸をいう。

3 運用上の留意事項

この指針は、消防法令の運用解釈及び取扱いなどの法令基準に基づくものを中心的な内容とするが、消防機関として有する火災等に関する知見の蓄積及び消防用設備等に係る技術的背景から、防火対象物の用途特性に応じて行う行政指導に該当する事項も含まれている。

これらの行政指導事項は、防火対象物の関係者(所有者、管理者及び占有者)、設計者及び施工業者等(以下「関係者等」という。)に義務を課すものではなく、あくまでも関係者等の任意の協力によってのみ実現されるものである。

したがって、消防用設備等の設置指導に際し行政指導を行う場合は、その趣旨、内容等を十分説明し、関係者等に判断を委ね、その理解を得るよう留意する必要がある。

(凡例)

無印 : 法令基準

★ : 行政指導及び緩和基準

